

原子力規制庁との面談について

当社は、昨日、原子力規制庁と面談を行い、去る8月7日に提出した敦賀発電所敷地内破碎帯の評価に関する「当社の意見（補足）」の説明を致しました。

面談の場では、当社から、8月7日に提出した意見書（別紙1^{※1}）の事実関係に基づき、有識者会合の「評価書」は原子力規制委員会として「了承・評価・判断」していたにも拘らず、平成26年12月3日の文書では「受理」するだけとし、評価、判断の主体が明らかに変わっていること、原子力規制委員会が保全の観点から報告徴収命令を行うことは、法的観点から問題があると考えていること、などを申し上げました。

これに対し原子力規制庁から、7月13日の面談で問題となった2点に関して、8月7日に当社が提出した補足意見^{※2}について、「評価書の評価・判断の主体については、7月8日に回答したとおり、従前から変わってはいない」、「平成25年5月に行った報告徴収命令は、評価書が原子力規制委員会に報告されたことを受け、保全の観点から行った」という前回7月13日の面談の時と同様の趣旨が口頭で示されました。

当社としては、上記の説明は敦賀発電所2号機に関する原子力規制委員会における審議等の経緯と整合性がとれていないと考えていることから、改めて意見を文書に取りまとめて提出することとします。

また、有識者会合の「評価書」の内容や取扱いについて議論を行う場を設けて頂くよう改めて要請致しました。

※1（平成27年8月7日公表資料）「当社が聴き取った回答の内容に対する当社の意見（補足）」別紙1

※2「有識者会合の位置付けが変わったことについて」、「平成25年5月に当社に対して行った報告徴収命令の法的観点からの妥当性について」